

# 令和4年7月15日から16日にかけての大雨により 浸冠水被害を受けた農業者の皆様へ ～令和4年度農作物浸冠水害次期作付支援事業のご案内～

令和4年7月15日から16日にかけての大雨により浸冠水被害を受けた農業者の営農継続を支援するため、**次期作付に必要な種子代等の生産資材費の一部を補助**します。

## 1 支援対象となる農業者

次の要件を全て満たす販売農家（農業者、農業法人及び集落営農組織）。

- 令和4年7月15日から16日にかけての大雨による浸冠水で、農作物の減収被害を受けた者。**
- 収入保険等のセーフティネットに加入している又は今後加入することが確実と認められる者。
- 暴力団又は暴力団員等でない者。

※対象市町村：仙台市，多賀城市，松島町，大和町，大郷町，大衡村，大崎市，色麻町，加美町，涌谷町，美里町，栗原市，登米市，石巻市，東松島市，気仙沼市，南三陸町

## 2 支援内容

### ①水稲・大豆次期作付支援事業

○対象経費：水稲・大豆の令和5年播種用の**種子**の購入に係る経費

○補助率：1 / 3 以内

### ②園芸作物次期作付支援事業

○対象経費：園芸作物等(※1)の次期作付に必要な**種苗，肥料，農薬，資材**の購入に係る経費

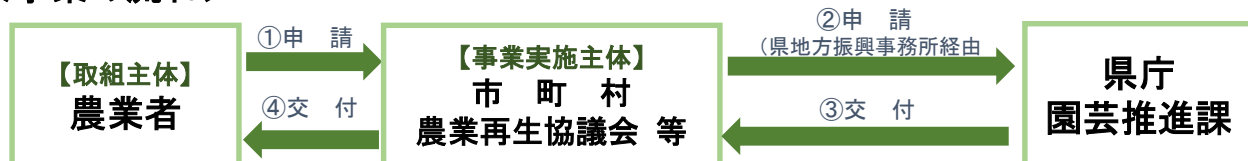
(※1) 対象品目は原則として、みやぎ園芸特産振興戦略プラン（令和3年3月策定）に掲げる園芸品目の重点振興品目（県戦略品目及び地域戦略品目）とします（次頁参照）。

○補助率：1 / 3 以内(※2)

(※2) 園芸品目の10a当たりの補助上限額は以下のとおりです。

ばれいしょ17,000円，えだまめ19,000円，キャベツ31,000円，たまねぎ31,000円，ねぎ41,000円，トマト133,000円，なす133,000円，その他品目15,000円

## <事業の流れ>



※申請方法は市町村によって異なりますので、お住まいの市町村・農業再生協議会等にご確認ください。  
※受益農家が3戸以上の農業者の組織する団体も事業実施主体となることが可能です。

# みやぎ園芸特産振興戦略プランにおける重点振興品目

令和4年6月7日現在

種類	品目名	仙南	仙台	大崎	栗原	登米	石巻	気仙沼・本吉	圏域数	
19	野菜 12	1 いちご	○	○	○	○	○	○	○	7
		2 きゅうり	○	○	○	○	○	○	○	7
		3 トマト	○	○	○	○	○	○	○	7
		4 ほうれんそう		○	○	○	○	○	○	6
		5 パプリカ				○	○	○	○	2
		6 ねぎ類	○	○	○	○	○	○	○	7
		7 たまねぎ	○	○	○		○			4
		8 キャベツ		○	○	○	○			4
		9 えだまめ	○	○	○	○	○	○	○	7
		10 ばれいしょ		○	○	○	○	○		5
		11 レタス		○	○					2
		12 せり		○	○			○	○	4
	花き 3	1 輪ぎく	○	○	○	○		○	○	6
		2 スプレーぎく	○		○	○	○		○	5
		3 鉢もの類・花壇用苗もの類	○	○	○	○	○	○		6
	果樹 3	1 日本なし	○	○	○					3
		2 りんご	○	○		○	○		○	5
		3 ぶどう	○	○	○	○	○	○	○	7
	特用林産1	1 しいたけ	○	○	○	○	○	○	○	7
51	野菜 32	1 そらまめ	○			○	○			3
		2 なす			○		○			2
		3 なばな類				○			○	2
		4 かぼちゃ			○		○			3
		5 スイートコーン	○	○				○		3
		6 さやいんげん	○							1
		7 はくさい			○			○		2
		8 しゅんぎく		○	○					2
		9 こまつな		○	○				○	3
		10 ゆきな		○	○			○	○	4
		11 みずな			○					1
		12 にら			○			○		2
		13 みょうがたけ		○						1
		14 チンゲンサイ		○						1
		15 つるむらさき	○	○						2
		16 ブロッコリー	○	○	○					3
		17 だいこん	○	○	○	○				4
		18 にんじん	○	○	○					3
		19 ごぼう			○					1
		20 さといも	○							1
		21 にんにく						○		1
		22 水耕野菜				○				1
		23 スナップエンドウ				○				1
		24 しそ			○					1
		25 さつまいも		○	○				○	3
		26 ズッキーニ				○				1
		27 ピーマン類				○				1
		28 れんこん				○				1
		29 きくいも	○							1
		30 えごま	○							1
		31 じねんじょ	○							1
		32 アスパラガス							○	
花き 8	1 小ぎく	○	○					○	3	
	2 カーネーション		○						1	
	3 トルコギキョウ	○	○				○		3	
	4 ストック		○				○		2	
	5 ガーベラ						○		1	
	6 宿根かすみそう		○						1	
	7 ばら		○	○					2	
	8 枝もの類							○	1	
果樹 6	1 小果樹類	○	○	○	○			○	5	
	2 もも	○				○			2	
	3 うめ	○							1	
	4 かき	○							1	
	5 いちじく	○	○				○		3	
	6 西洋なし	○							1	
特用林産 5	1 なめこ				○				1	
	2 えのきたけ			○					1	
	3 ふき							○	1	
	4 わさび			○					1	
	5 たけのこ	○							1	
重点振興品目計		33	36	35	26	23	20	18	191	

# (参考) 農業者用の申請様式の記入方法

農業者から市町村等へ提出する申請書には以下の「事業計画一覧」の添付をお願いします。  
 ※市町村によって様式が異なる場合がありますので、詳しくはお住いの市町村等へご確認ください。

## ①被害面積

令和4年7月15日から16日にかけての大雨による浸冠水により、地域等の平均単収や過去の出荷実績を下回った面積を品目別に入力します。

## ②補助対象面積（次期作付面積）

次期作付面積を入力します。ただし、**合計値が① $\geq$ ②である必要がある**ため、①<②となった場合は、いずれかの品目で補助対象面積を減らして入力します。

申請者： \_\_\_\_\_

記入例

：入力箇所（それ以外は自動計算のため入力不要）

1 補助対象面積及び補助金額	① 被害面積 (a) (※2)	② 補助対象面積 (次期作付面積) (a) (※3)	③ ②×補助上限額 (自動計算) (円) (園芸品目のみ)	④ 種子等の購入量 (kg・ℓ・袋) (※4)	⑤ ④の購入金額 (円) (税抜き)	⑥ ⑤÷③ (補助率) (自動計算) (円)	⑦ 県補助金額 (自動計算) (円) (※5) (千円未満切り捨て)	自己負担額 ⑤-⑦ (自動計算) (円)
水稲	1100	1,000		種子 ○○kg	261,900	87,300	87,000	174,900
大豆	600	500		種子 ○○kg	126,800	42,267	42,000	84,800
ばれいしょ	500	500	850,000	種いも ○トン 肥料 ○○kg 農薬 ○○ℓ	2,124,350	708,117	708,000	1,416,350
えだまめ			0			0	0	0
キャベツ			0			0	0	0
たまねぎ			0			0	0	0
ねぎ			0			0	0	0
トマト	30.5	30.5	405,650	苗 ○○本 肥料 ○○kg 農薬 ○○ℓ	1,280,000	426,667	405,000	875,000
なす			0			0	0	0
その他品目 (えごま)	100	100	150,000	種子 ○○kg 肥料 ○○kg 農薬 ○○ℓ	300,000	100,000	100,000	200,000
その他品目 ( )			0			0	0	0
合計	2,330.5	2,130.5			4,093,050		1,342,000	2,751,050

- ※1 その他品目の場合は括弧内に品目名（みやぎ園芸特産振興戦略プランにおける重点振興品目（県戦略品目及び地域戦略品目））等を記入（別紙一覧から選択）。
- ※2 被害面積は令和4年7月15日から16日にかけての大雨による浸冠水により、減収被害のあった農地面積を品目別に入力。
- ※3 補助対象面積は次期作付面積を基本とするが、その合計値は被害面積の合計値（①）の範囲内とする。 **要件チェック OK**
- ※4 ④は水稲・大豆の場合は種子の購入量、園芸作物の場合は種苗、肥料、農薬、資材の購入量を記入。
- ※5 ⑦県補助金額は、水稲・大豆の場合は⑥の金額、園芸作物の場合は③と⑥のいずれか小さい金額とし、千円未満を切り捨てる。

### 【参考】園芸品目の品目別の補助上限額（10aあたり）

ばれいしょ	17,000円
えだまめ	19,000円
キャベツ・たまねぎ	31,000円
ねぎ	41,000円
トマト・なす	133,000円
その他品目	15,000円

## ④種子等の購入量

水稲・大豆の場合は、種子の購入量を入力します。  
 園芸作物の場合は種苗、肥料、農薬、資材の購入量を入力します。

## ⑤④の購入金額

④に記載した種子等の購入金額を**税抜き**で入力します。

## その他品目

その他園芸品目がある場合は、みやぎ園芸特産振興戦略プランにおける重点振興品目（県戦略品目及び地域戦略品目）等を入力します（別紙参照）。

様式は宮城県農政部園芸推進課ホームページに掲載されています。

<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/engei/r4jikisakusien.html>

※様式は市町村によって異なる場合がありますので、詳しくは市町村等にご確認ください。

## Q1. 本事業の目的は？

A1.令和4年7月15日から16日にかけての大雨による浸冠水で減収被害を受けた農業者等の次期作付を支援するため、水稻・大豆の種子代、園芸作物の種苗・肥料・農薬・資材代の一部を補助するものです。

## Q2. 補助金の申請方法とスケジュールは？

A2.市町村によって異なる場合がありますが、以下のような申請方法とスケジュールを想定しています。

2月下旬頃：農業者から事業実施主体（市町村等）への交付申請

提出書類：交付申請書、（別紙）事業計画一覧、被害が確認できる書類（出荷伝票等）、令和5年の営農計画書、種子等の領収書（注文書）

3月中旬頃：農業者から事業実施主体（市町村等）への実績報告

提出書類：実績報告書、（別紙）事業実績一覧、その他交付申請時に提出できなかった書類

4月頃：農業者への補助金交付

## Q3. 補助金額の計算の方法は？

A3.農業者用の申請様式の「（別紙）事業計画一覧」はエクセルの自動計算機能により、必要事項を入力することで、補助金額が自動計算されるよう設定しています。

もし、手書き等で記入する場合は、記入例を参考にしながら以下の計算方法で補助金額を計算してください。

水稻・大豆：種子の購入金額（税抜き）を3分の1にして、千円未満を切り捨てた金額。

園芸作物：「補助対象面積に各品目ごとに設定している補助上限額を掛け合わせた値」と「種苗、肥料、農薬、資材の購入金額（税抜き）を3分の1にした値」を比べていずれか小さい値の千円未満を切り捨てた金額。

## Q4. 補助金交付後に、実際に作付けしなかった場合は？

A4.原則として、補助金の返還となります。

### 問い合わせ先

仙台地方振興事務所農業振興部

TEL：022-275-9250

北部地方振興事務所農業振興部

TEL：0229-91-0717

北部地方振興事務所栗原地域事務所農業振興部

TEL：0228-22-2268

東部地方振興事務所農業振興部

TEL：0225-95-7809

東部地方振興事務所登米地域事務所農業振興部

TEL：0220-22-3535

気仙沼地方振興事務所農業振興部

TEL：0226-24-2534

農政部みやぎ米推進課生産販売班（水稻・大豆次期作付支援事業）

TEL：022-211-2841

農政部園芸推進課園芸振興班（園芸作物次期作付支援事業、事業全般）

TEL：022-211-2843